

(案)

(追加資料)

府消委第 号
平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二

答 申 書

平成29年1月30日付け消取引第23号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号二に規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

以上

対象となる業務

仮想通貨交換業者が行う仮想通貨交換業

(情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成28年法律第62号)による改正後の資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条第7項)

以上